

第9号議案

(一社) 低炭素投資促進機構への翌日計画等データの提供について

(案)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に定める費用負担調整機関として国からの指定を受けている一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「調整機関」という。）から、別紙1のとおり、本機関が保有する翌日計画等のシステムデータの提供依頼を受けた。

調整機関が、同特措法に基づき交付金の算定業務を実施するためには、本機関からのデータ提供が必要不可欠であることから、要請に応じてデータ提供を行うこととし、具体的には、以下のとおり対応する。

1. 本機関から調整機関に対するデータ提供に関する契約の締結（別紙2による。） （主な内容）

項目	内容
契約相手方	調整機関
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 ※以降、毎年自動更改
データ提供期日	毎月第10営業日
提供データ項目	・前々月の全ての翌日計画データ（発電販売等計画、需要調達計画） ・全ての事業者データ（会社名、住所等（個人情報を除く。）） ・全てのBGデータ（BG種別コード等）
費用負担・支払期日	調整機関は、本機関が本件のために行うシステム開発に要する費用の全額を平成28年4月20日までに支払う。
秘密保持義務	調整機関の秘密保持義務 調整機関の契約終了時の受領データ破棄義務

※ 広域機関システムのシステム利用規約において、システム利用者は、本機関が調整機関に対してデータ提供することに同意する旨を規定しており、全てのシステム利用者から事前に同意を得ている。

（参考：広域機関システム利用規約より抜粋）

4.3. 費用負担調整機関に対する情報の提供

本システム利用者は、本機関が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に定める費用負担調整機関に対し、以下の情報を提供することに同意するものとする。

- ① 送配電等業務指針に定める発電販売等計画（但し、翌日計画に限る。）
- ② 送配電等業務指針に定める需要調達等計画（但し、翌日計画に限る。）
- ③ 事業者データ会社名、住所、その他事業者マスターデータ※に含まれる情報のうち費用負担調整機関が必要とする情報（但し、個人情報は除く。）
- ④ バランシンググループ（BG）データBG種別コード、その他BGマスターデータ※に含まれる情報のうち費用負担調整機関が必要とする情報

※本システム利用者が、送配電等業務指針に基づき、事業者コードまたはBGコードの発行を本機関に申請した際、本機関が取得した情報。

2. 調整機関に対するデータ提供のためのシステム開発委託契約の締結（別紙3による。）

（主な内容）

項目	内容
契約相手方	株式会社日立製作所
調達方法	随意契約 （理由：広域機関システムの変更が主な内容であり、同システムを開発・保守する株式会社日立製作所以外は実施困難であるため。）
契約期間	契約締結日～平成28年4月28日
主な仕様	・通常処理（発電・販売、需要・調達計画の翌日分抽出・集約処理） ・異常処理（タイムアウト監視、リトライ処理、HMI処理） ・提供方式（データ取出し端末を介して外部保存媒体への出力）

以 上

【添付資料】

別紙1：調整機関からの依頼文書

別紙2：調整機関との契約書

別紙3：システム開発委託契約書